

27 財 建 技 第 324 号
平成 28 年 3 月 10 日

工 事 受 注 者
工事監理業務受託者 各位

東京都財務局建築保全部長
(公 印 省 略)

工事現場における品質管理の徹底について

平素より都の営繕行政にご協力いただきありがとうございます。

さて、杭工事におけるデータ転用問題を受け、工事現場における品質管理が強く求められているところです。

都有施設は、多くの都民に利用されることから、より安全・安心が重要であり、一層の品質確保が求められます。

つきましては、現在施工中の工事において、下記事項等について留意いただくことにより、都有施設の品質管理を徹底するようお願いします。

記

1. 工程上重要な施工の立会い等

工事受注者（以下「受注者」という。）は、杭工事、躯体工事など、工程上重要な工事の施工時において、下請業者の施工に立会うとともに、確認・検査を実施する等、適切な工事管理を行うこと。

工事監理業務受託者（以下「受託者」という。）は、工事監理等業務委託仕様書に基づき、適切に立会い・確認・検査等を行うこと。

2. 工事施工記録の作成

受注者は、下請業者が作成した工事記録を随時点検すること。受託者は、工事報告書を随時確認すること。

受注者は、当該工事が完了したときは、速やかに工事記録に基づき、工事報告書を作成し、受託者に提出すること。受託者は、提出された工事報告書を確認・点検すること。

受注者は、施工中に疑義等が生じた場合には、速やかに受託者及び都監督員に報告すること。

3. 杭工事について

杭工事に当たっては、受注者は、平成 28 年 3 月 4 日付けで国土交通省から出された「基礎ぐい工事の適正な施工を確保するために講ずべき措置について」の告示を遵守すること。受託者は、同じく平成 28 年 3 月 4 日付けで国土交通省から出された「基礎ぐい工事における工事監理ガイドライン」を遵守すること。